

市長コラム

しんげの一言メッセージ

空き家・空き地の問題について

昭和の時代、にぎやかだった全国の都市の市街地では、平成になってシャッターを閉めたままの店舗が目立つようになり、平成が終わった今では、路地はおろか、表通りにおいても老朽化した空き家・空き店舗、草が生い茂る空き地が目立つようになりました。一方、農山村でも過疎化が進む中、早くからこの問題は指摘されてきたところです。

本庄市も例外ではなく、「どうしてこんなひどい状態が放置されているのだろう」と、まちなかを歩いているとため息が出るような朽ち果てた建物、草ぼうぼうの空き地が少なくありません。

多くの市民の皆さまから「何とかならないのか」という声をいただきます。行政としてもこの状態が良いとは決して思っておりません。市では平成25年に条例を制定し、空き家対策に取り組んでまいりました。本年も、約574万円の予算を計上して空き家除却の補助金の交付や、所有者への注意をうながしております。

「行政がもっとどんどん壊せないのか」という声もいただきます。それは簡単にはできません。民間の所有ですから所有者が解体なり草刈りなどの環境維持をしなけ

ればなりません。行政はそれを「うながす」ことはできても、簡単にペナルティをかけたたり、さらに踏み込んで除却したりすることはとても困難です。

近年国会でもこの問題が取り上げられ、特定された空き家の固定資産税の優遇除外や、また自治体が所有者に代わって空き家を除却し、その費用を所有者に請求できる、という法律ができました。本庄市もこの法律に基づいて、実際に一步踏み出すため、来年度に向けて市の計画を策定中です。しかし、朽ち果てているとはいえ個人の資産に手をかけるのですから、計画策定についても、策定後の取り組みも、大変な手間と労力がかかります。場合によっては財産権の侵害とも言われかねず、また所有者が不明、さらには相続が発生し権利関係が錯綜しているケースは更に困難です。しかしここは一步踏み出して行かねばなりません。

個人の権利に伴う「義務の履行」について、改めて私たちが強く意識しなければならない時が来た、そう私は感じております。空き家・空き地の対策に、自治体として特効薬はありませんが地道に取り組んでまいります。

本庄市長 吉田信解

お知らせ

本庄市戦没者追悼式

先の大戦において戦没された本市関係の方々を追悼し、併せて恒久平和を祈念するため、本庄市戦没者追悼式を行います。

日時 10月17日(木) 午後1時30分

会場 本庄市民文化会館

★地域福祉課 ☎25-1127

あたたかい愛の心で「献血」にご協力ください

日時 10月24日(木) 午前10時～11時15分、午後0時30分～4時

場所 本庄市役所

対象 16歳から69歳までの方

※65歳から69歳までの方は、60歳から64歳までに献血をしたことがある方に限ります。

※疾病や服薬などにより、献血できない場合があります。

種類 全血(400ml・200ml)

※400ml採血の基準を満たしている方は、400ml献血

している方は、400ml献血

している方は、400ml献血

している方は、400ml献血

※声の広報(録音CD)の貸し出しは、図書館本館・児玉分館・広報課へ。また、市ホームページでも聴くことができます。★広報課 ☎25-1155

2020年版「埼玉県民手帳」を販売

サイズ 大型(14cm×9cm) 色 2種類(黒・グレイッシュブルー)

価格 550円(税込み)

販売期間 10月11日(金)～12月13日(金)(完売次第終了)

販売場所 企画課(市役所3階)、支所総務課(アスピーアこだま内)

★企画課 ☎25-1157、支所総務課 ☎72-1332

「歳末たすけあい募金」による援護金申請を受け付けます

「歳末たすけあい募金」の中から、生活困難のために支援を要する世帯に対して援護金を交付します。援護金を希望する場合は申請書の提出が必要で

対象 市内に住所を有し、世帯全員が市県民税非課税で次の①又は②のいずれかに該当する世帯(生活保護世帯及び施設等の入居者を除く)

①障害者手帳(身体1・2級、

療育①・A・B、精神1・2級)をお持ちの方のいる世帯

②70歳以上の高齢者のみの世帯

申込 11月15日(金)までの午前8時30分～午後5時15分(土・日・休日を除く)に申請書(9月15日発行の社協だより、又は本庄市社会福祉協議会、生活自立支援課「市役所1階」で配布)に必要事項を記入・押印し郵送(当日消印有効)又は直接本庄市社会福祉協議会へ持参

※障害者手帳をお持ちの方で郵送される方は手帳のコピーを添付してください。窓口に参加する方は障害者手帳をお持ちください。

郵送先 〒367-0052 本庄市銀座1-1-1 本庄市社会福祉協議会

※援護金の交付決定は、審査のうえ決定します。

★本庄市社会福祉協議会 ☎24-2755

空き地の適正管理について

市では、市民の生活環境の

お知らせ

住宅用火災警報器の設置率等調査結果

設置が義務付けされている住宅用火災警報器について、6月1日時点での全国調査結果が公表されました。設置がお済みでない方は、早期の取付けをお願いします。

○全国 設置率82・3%、条例適合率67・9%

○埼玉県 設置率77・5%、条例適合率65・2%

○本庄市・児玉郡 設置率52%、条例適合率43%

※「条例適合率」とは、市町村の火災予防条例で設置が義務付けられている住宅の部分全てに設置されている世帯の全世帯に占める割合です。

★児玉郡市広域消防本部予防課 ☎24-8392

保持のため、空き地の所有者・管理者に雑草や枯れ草、廃棄物などを放置しないようお願いしています。

最近、空き地の管理不全の苦情が市に多数寄せられております。空き地の所有者・管理者は、日頃から次の項目をチェックして、トラブルの原因とならないように日頃の管理を適切に行いましょう。

①草木が伸びたり、害虫などが発生したりしていませんか?

②立ち木が伸び過ぎて近隣の方の迷惑になっていませんか?

③無断駐車やごみの投棄をされていませんか?

★環境推進課 ☎25-1117

3、支所環境産業課 ☎72-1334

放置自転車クリーンキャンペーンを実施

市では、10月1日(火)から31日(木)まで、放置自転車クリーンキャンペーンを実施します。路上などに放置された自転車は、歩行者や他の車両の通行を妨げ、交通事故の原因や

非常時の緊急活動の妨害にもつながります。

皆さんが暮らしやすく安全な街にするために、自転車は必ず自転車駐車場等の適切な場所に止めましょう。

キャンペーン期間に限らず、駅周辺や路上などの公共の場所に自転車及び原動機付自転車を放置した場合は、条例の規定により撤去します。

★環境推進課 ☎25-1117、支所環境産業課 ☎72-1334

小平市民農園の利用者を募集

小平市民農園では、野菜や花を育てることができます。自然とふれあいながら栽培や収穫の喜びを体感してみたいかがでしょうか。

場所 児玉町小平地内

対象 市内在住者

区画数 11区画(先着順)

※1区画約50㎡

費用 1区画 年間2500円(月割あり)

申込 電話又は直接左記へ

★支所環境産業課 ☎72-1334

お見積りは無料です。お気軽にお電話。ご来店ください!! お待ちしております。三ツ星ウゴウゴ。リフォーム・増改築専門店。児玉郡上里町七本木3652-2。TEL: 0120-72-0084。営業時間: 9:00~20:00。いつもご愛顧賜りありがとうございます。

☆ あきらめていませんか!! 障害年金を。病气やけがのために日常生活や仕事に支障があり65歳未満に初診日がある方、障害者手帳をお持ちの方、ぜひ一度ご相談下さい。障害年金の専門家 社会保険労務士(初回相談は無料です)。連絡先 本庄市西五十子216-9。TEL: 080-1242-7696。倉田和子。URL: http://sr-kurata.com/Message.html

しののめ信用金庫。本庄支店 本庄市駅南1-13-10 TEL: 0495-21-2222

神無月 かなづきの和菓子。10/10(木)本庄のパワースポット 普寛様の秋の大祭。火渡りの体験ができます。福餅の撒餅。本場信州そばの試食販売。せきねも出店!!。10/11(金)十三夜 月見万頭、お手丸。TEL: 0495-22-2315 定休日: 10/2(木), 9(木), 16(木), 23(木), 30(木)